

令和5年10月20日

2年1組 保護者 様

船橋市立御滝中学校
校長 掛村 利弘

インフルエンザ等にもなう学級閉鎖について

平素より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本日20日(金)に2年1組(36人在籍)は、インフルエンザによる欠席が2名、体調不良による欠席者が11名おりました。その後もインフルエンザ等の診断の可能性があります。つきましては、お子様の健康確保を図るため、下記のとおり学級閉鎖の対応をとることとなりました。

なお、ご家庭におかれましてはインフルエンザの予防と感染拡大を防ぐために、お子様の健康管理を十分に行い、下記のことにご留意ください。

記

1 学級閉鎖期間

令和5年10月21日(土)～10月23日(月)までの3日間を学級閉鎖とします

- (1) 学級閉鎖中は外出をなるべく控えてください。(休業日も含みます)
- (2) 少しでも体調が悪いときは無理に登校せず、自宅での療養をお願いします。
- (3) 医療機関を受診する際は、学級閉鎖があることを伝えたくて、受診をお願いします。
- (4) 今後の状況により日課等の変更がある場合には、あらためて連絡いたします。
本日以降、新たな発症がある場合には延長もありえます。

2 お知らせ



- (1) 発熱等の風邪症状がある場合には、主治医に相談し、受診ください。学級閉鎖期間中に、新たにインフルエンザと診断された場合は、必ず学校にご連絡ください。インフルエンザ A 型か B 型か、診断日もお知らせください。
- (2) インフルエンザの出席停止期間は、“発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ解熱した日を0日として解熱後2日を経過するまで”は出席停止です。最短でも5日間は登校できません。
※詳細は裏面〈参考〉インフルエンザ出席停止早見表参照
- (3) インフルエンザにかかり自宅で療養する場合は、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類によらず、少なくとも発熱から2日間は、保護者等は転落等の事故に対する防止対策を講じてください。一人にしない、また、屋外に飛び出さないための対策をたてるなど注意をしてください。
- (4) 給食費は学級閉鎖を決定した日の翌日から起算して、4日目以降から止めることができますが、食材を事前に発注するため、返金はできかねます。ご了承ください。
- (5) 学級閉鎖期間中はオンラインで朝の会を8:20より実施します。(休業日を除きます)また、教科によってはオンラインで授業を実施しますので、GoogleClassroomよりMeetの準備をして、体調面で問題がなければご参加ください。端末が学校にある場合などのご連絡ください。
- (6) 本日欠席者に配付する通知票については、10月24日(火)以降の登校時にお渡しますが、本日保護者の方が、来校いただければ、お渡します。その場合は、学校に連絡ください。
- (7) 学級閉鎖明けの10月24日(火)は5時間日課の火①②③④⑥の授業です。

〈参考〉

インフルエンザ出席停止早見表

出席停止期間 発症後5日を経過し かつ解熱後2日過するまで

登校してよいのは、解熱後2日を経過している + 発症後5日を経過している。
 ※発症が見られた日を発症とします。ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK

		発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合									
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合									
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合									
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合									
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合									
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。)

◎発症日(0日目)は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状(発熱、関節痛など)が始まった日のことをいいます。

◎解熱日(0日目)とし、その後2日間発熱がない(計3日間)場合、翌日より登校可能となります。

◎個人によって症状や経過は違いますので、かかりつけの医師にご相談ください。

◎インフルエンザの疑いがある場合は、病院の受診をお願いします。

◎インフルエンザについては、「登校許可書」の提出は必要ありません。

